

答弁書第六二号

内閣参質一九六第六二号

平成三十年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員川田龍平君提出闘病中の高校生の学びの支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出闘病中の高校生の学びの支援に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「闘病中の高校生の教育を受ける権利が妨げられている」の趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「小児がん拠点病院」に特別支援学校の高等部を設置するか否かについては、地域の実情等を踏まえ、各地方公共団体等において判断されるべきものであると考えている。

また、お尋ねの「院内学級への転籍前に在籍していた学校に学籍を残しつつ、療養中は院内学級にも在籍できる二重学籍を・・・認める」ことについては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）において禁止する規定はないが、同法上想定されているものではないと考えている。

文部科学省においては、平成二十五年に、各都道府県教育委員会等に対して病気療養児に対する教育の充実を求める「病気療養児に対する教育の充実について（通知）」（平成二十五年三月四日付け二十四初特支第二十号文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知）を発出したり、平成二十八年度から、長期入院する児童生徒等の教育について在籍校や病院等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」を実施したりする等して病気療養児

に対する教育の充実に努めてきたところであり、今後とも、このような取組を行ってまいりたい。

四について

お尋ねの「院内学級への教師配置数」及び「高校の院内学級」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、小学校、中学校等における教職員の具体の配置については、地域の実情等を踏まえ、各教育委員会等において適切に行われるべきものであると考えている。